

令和5年度 第3回和水町教育委員会会議録

日時 令和5年6月19日（月） 午後1時30分～

場所 和水町三加和公民館 第2会議室（2階）

出席委員

教育長	米田加奈美
教育委員	陶山三千也
教育委員	藤井山京子
教育委員	坂口 幸裕

出席事務局職員

学校教育課長	鍋島 忠隆
社会教育課長	益永 浩仁
学校教育課長補佐	永田 雅裕

1. 開 会 午後1時30分

（米田教育長）

ただいまから、令和5年度第3回教育委員会会議を始めます。よろしくお願いします。

2. 第1回臨時会議事録署名

（鍋島課長）

5月2日に行いました、第1回臨時会の議事録の署名を、藤井山委員、坂口委員にお願いします。

（第1回臨時会議事録へ署名）

3. 第3回議事録署名者選定

（鍋島課長）

第3回の議事録署名者選定としまして、陶山委員、藤井山委員にお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

（「はい」という声あり）

4. 教育長挨拶

（米田教育長）

※時候の挨拶

5. 議題

1) 【議案第1号】和水町史跡等保存整備審議会委員の選任について（非公開）

- 2) 【議案第 2 号】和水町立菊水小学校スクールバス運営委員の選任について（非公開）
- 3) 【議案第 3 号】和水町立三加和小学校スクールバス運営委員の選任について（非公開）
- 4) 【議案第 4 号】和水町学校給食共同調理場運営委員の選任について（非公開）
- 5) 【議案第 5 号】「和水町立小・中学校の児童及び生徒の各種大会補助金交付要領」の一部改訂について

（鍋島課長）

次に、議案第 5 号「和水町立小・中学校の児童及び生徒の各種大会補助金交付要領」の一部改訂についてを議題とします。

私のほうから御説明申し上げます。

改正の趣旨ですが、まず中学校部活の段階的な地域移行の実施に伴いまして、町内の地域クラブ活動から非営利団体に限るという形で、町内の地域クラブ活動からの大会出場について、補助対象とするためです。

これまでは学校の部活動で出場していましたので、それに合った交付要領になっておりましたが、本年度から一部、地域のクラブで参加する生徒もみられますので、そのために改正を行うということでございます。

2 番、補助金交付要領の改正内容の概要です。4 点あります。新たに町内地域クラブの代表者、非営利団体に限るが、申請者となり得る活動を定義において明記する。追記するということです。

添付の新旧対照表の、右側の改正内容の第 2 条の第 2 号（2）を御覧ください。最初に朱書きしておりますが、町内学校長が申請者となり得る部活動、または、町内地域クラブ（非営利団体に限る）の代表者が申請者となり得る活動で、小学校体育連盟及び中学校体育連盟の非公認大会において、地区大会を勝ち抜き、または参加標準記録を上回り、九州大会及び全国大会に出場する場合ということです。中体連以外の大会というようなことになります。

それから、概要の（2）、新たに文化活動に係る大会出場について、定義に明記するということです。

新旧対照表の（3）になりますが、これまで文化活動についての明記がありませんでしたので、そこを追加で加えるということです。

（3）町内学校長が申請者となり得る部活動、または町内地域クラブ（非営利団体に限る）の代表者が申請者となり得る活動で、公共団体またはそれに準じる団体が主催する文化的行事の地方大会を経て、文化的行事に係る九州大会及び全国大会の参加資格を取得し、出場する場合ということで、九州大会以上についての補助の要件を追加で記載するところです。

次に、概要の（3）、補助金の対象となる経費第 3 条、及び補助金の額、第 4 条において、食費の補助、宿泊の場合のみの 2 日目以降、一人当たり 5 0 0 円をこれまで支出するように要領で定めておりましたが、これを削除、対象外とするということです。

関連しますが、概要の（4）、補助金の額、第 4 条において、宿泊費の一泊一人当たりの上限額がこれまで 6, 0 0 0 円でしたが、これを 7, 0 0 0 円とする。1, 0 0 0 円増額する

ということです。食費は無くすけれども、宿泊費を上げるという形です。また、レンタカー等の借上費用に関する記載内容を整理して簡潔に明文化する。

今回の改正内容の主な要点については、この4点になります。今、申し上げた（３）（４）の食費の分、それから宿泊費の分の改正内容については、対照表の２ページ目になります。２ページ目の右側の改正内容のところでは、（１）に経費は交通費、宿泊費、食費、楽器運搬費、借上費、教育長が認めた費用とすると謳っておりました。ここで食費を削除するということです。

関連して、補助金の額、第４条のところで（２）２号、宿泊費は一泊一人当たりの宿泊費を、７,０００円を上限として補助すると改正を行いたいという提案です。

対照表の３ページになりますが、右側上の（３）に、食費は昼食のみ認められるが、日帰りの場合は認められない。宿泊の場合のみ、２日目以降より一食一人当たり５００円を補助するというふうに謳っておりました。ここを、食費は削除するということです。

あと、借上費用の記載内容が非常に複雑でちょっと分かりづらくありましたので、簡潔に明文化するということです。

対照表の左側、借上費は（４号）で、大会参加費人数等の状況を鑑み、レンタカー等の借上げを認めるとしたいというところでは、

あと、第５条、申請の注意事項、保護者が自家用車で選手の送迎として運転者となり、補助対象経費として計上する場合は、児童生徒に対し、複数の保護者運転がつくことがないようにすること。なお、大会出場選手、登録選手が１人から４人までの補助経費として認められる台数は乗用車１台、５人から８人までは乗用車２台までとする。９人以上については、１０人以上用のワゴン車やマイクロバスを借り上げることができるというふうに簡潔に明文化をしたいということです。

できるだけ最小の台数で参加するように、あるいは経費として認めますということを注意事項としてしているところです。

今、申し上げた事項が主な改正内容になります。御意見、御質問等ございましたら、お願いしたいと思います。

（藤井山委員）

町が所有しているワゴンとかマイクロバスがありますが、それを借りた場合はどのような扱いになりますか。

（鍋島課長）

町が所有するマイクロバスについては、燃料費は実費ですので、燃料費だけは出す。あとは、運転手はつけなければならないので、運転手のドライバーの費用は対象になるかと思えます。

（坂口委員）

例えばドライバーをお願いしたときに、その方が宿泊を伴うときには、その方の分は手出しということですか。

（鍋島課長）

最後のページに、補助金計算内訳書を載せています。この宿泊費のところの欄で、登録選手、監督、コーチ、運転手となっております。上限７,０００円まで。当然、必要な台数です。基本、マイクロバスですから１台で、１人は対象経費とするということです。

(坂口委員)

大会の種類によっては、団体登録費ですか、大会に参加するための、1万円だとか。それについては、一切見ないのでしょうか。

(鍋島課長)

そこはやはり、一部協議が必要な部分があると思います。いろいろな大会があって、参加人数も違って、いろいろなケースがあると思われますので、要領のほうにも謳っていますが、必要に応じて経費に関しては、申請者との協議が必要になってくると思います。

個人で大会に参加される場合、団体で参加される場合、いろいろなケースが出てくるだろうと思われます。これで宿泊費が伴うようになると、またいろいろと出てくるかなと思っております。

全てがまだ完全に移行してはおりませんので、まずは地域クラブとして参加されたときに、補助金の交付がこれまでであったのにないというのは良くないので、そこを見据えたところで。さっそく中体連が始まりますけど、まずはこのような形で改正を行っていきたいと思っております。

(藤井山委員)

保護者で免許を持ってらっしゃる方がドライバーをすることは可能ですか。保護者で免許を持ってらっしゃる方もおられると思いますので、そうしたらドライバー代が不要になると思います。

(鍋島課長)

実際に保護者がマイクロバスのドライバーとして行く場合は、これで一応、あげていただきます。

(藤井山委員)

そのときは燃料代だけです。

(陶山委員)

それはプロドライバーとして仕事されているのであれば、当然ドライバーとしての立場になると思いますけど。

(米田教育長)

運転手というのは、中型免許以上の運転が必要ある場合、その人件費については借上費に計上する。普通の乗用車で保護者が運転しますというのは入らないですけど。そこがここに書いてないと、乗用車で対応しても、宿泊費が保護者も出るのかという、何か間違っただけの人がいるかもしれません。

(陶山委員)

そこはちゃんと書いておいたほうがいいですね。

(鍋島課長)

はい。もう一度、整理して注意事項のところに入れます。

(米田教育長)

宿泊費に運転手と書いてあるので、保護者が運転しました、子どもを乗せました、じゃあ、宿泊費をもらえるのかなと思われるかもしれませんからね。

(坂口委員)

ドライバーの費用というのは、宿泊費だけを想定しているのですか。例えば民間のレンタ

カーを頼んだときに、私も部活で遠征に行っていましたので、県内とか近距離はいいですけど、九州外とか、宮崎、福岡になりますと、日をまたいで、例えば今日の朝5時に出発で、帰ってくるのが明日の午前2時とか、そういうこともありました。そういうときには、ちょっと上乗せはしていましたが、そういう場合はいろいろ出てきはしないか。小中学生では、そこまではないかなと思いますが。

(鍋島課長)

いろいろな場合が確かに出てくるとは思います。保護者が運転する場合は、確かに別で考える必要があるかと。業者がドライバーでつかれる場合はできるような形で整理しておきたいと思います。そのように明記をしておきたいと思います。

(米田教育長)

人件費というのは、今、坂口委員が言われたように、宿泊費というよりも2日行ったら日当いくらか、そういうのも入るといいですね。

(坂口委員)

そこは上限を設けていなくても大丈夫ですね。そんな遠いのは、さっき極端な例、私の体験を言いましたが、そういうことはないと思います。

(鍋島課長)

そこは申請者と協議をしながら、考えたいと思います、金額も含めて。

ほか、何かお気付きの点などございませんでしょうか。

では、先ほどのマイクロバスや、レンタカーを借り上げた場合の運転手については、保護者の場合は除いてという形で整理をしたいと思います。

6. 報告事項

1) 当面する教育上の諸問題について

(米田教育長)

- ・ 動静及び結果報告
- ・ 議会対応
- ・ 児童生徒の状況
- ・ 教職員関係
- ・ 学力向上
- ・ その他

(益永課長)

- ・ 議会対応について
 - (1) 中学校部活動の地域移行について
 - (2) 町の図書室について
 - (3) 社会体育の推進について
 - (4) 社会教育行政（総合グラウンド）について
 - (5) 江田船山古墳発掘150周年について
 - (6) 金栗生家の今後の利活用について

(鍋島課長)

- ・ 議会対応について

(7) 東京国立博物館への修学旅行について

2) その他

- ・交通事故（バイクと自転車の接触）について、詳細の説明。
- ・修学旅行補助金についての補足。
- ・子ども議会について、実施に向け検討していることについて報告。

7. 閉 会

(米田教育長)

御起立ください。これもちまして、令和5年度第3回教育委員会会議を終了します。
お疲れさまでした。

閉会時刻 午後2時45分